

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

増刊8号

さいたまケアマネだより

<発行> 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会（事務局）さいたま市浦和区仲町 2-13-8

巻頭言

強い意志を持とう。そして、しっかり発言しよう！

理事長 千葉道子

この4月から、改正介護保険制度・改定介護報酬がスタートしました。あまりにも、遅い法律の発令。このため3月の下旬ようやく介護ソフトが現場に届き、居宅介護支援事業所においては通常の倍以上の業務量でした。加えて、介護報酬の解釈の理解が困難なところも多く、ケアマネジャーにとって多難な幕開けとなりました。

そのような現場の多忙・混乱の最中に、一部の都道府県並びに市区町村よりケアマネジャーに対して、「平成24年4月の報酬改定に伴い、担当利用者の全て、アセスメントからケアプラン作成並びに担当者会議まで実施するよう」指導している事実があります。

これは全く不適切な指導と言わざるを得ません。基準（省令38号）13条における「ケアプランの変更」の規定の中でも、「軽微な変更の場合はその必要はない」とあります。また平成22年7月には、厚労省より軽微な変更の例示（要件ではありません）まで示されました。そもそも、基準において「やむを得ない場合は照会等により意見を求めることができる」との記載もあります。

このような考えの基、当協会は直ちに、請願書（次ページに掲載）を日本介護支援専門員協会へ送り、木村隆次会長に行動を起こすことをお願いしました。同様の意見が既に厚労省に届いていたのか、数日後に下記の厚労省Q&Aが発出されました。

今も毎日、サービス担当者会議の開催で走りまわっているケアマネジャーさんがいます。この努力は痛々しいと思いますが、「行政の指導であっても、理解ができない、おかしい」と思ったら、地域包括支援センターや当協会の**はろーケアマネ**に相談して欲しいと思います。

今回、当協会の**はろーケアマネ**にはこの行政指導についての相談がありませんでした。大変残念なことです

ケアマネジャーは常に利用者に心が向いていなくてはなりません。利用者の尊厳の保持・自立支援のために、社会資源の一つとして介護保険制度を活用するだけでなく、よりよい制度にする役目があります。

強い意志を持って、そして、しっかり発言して欲しいのです。

そのためにも、当埼玉県介護支援専門員協会や日本介護支援専門員協会の存在意義があります。積極的に利用して欲しいと思います。

Q & A H24年3月30日 Vol1273

問 17 今回、訪問介護や通所介護で時間区分の変更が行われたことにより、あらためて居宅サービス計画の点検（見直し）作業を行うこととなるが、当該作業の結果、時間区分を変更することとしたケースについては、必ずサービス担当者会議を開催しなければならないのか。

（答え）

居宅サービス計画の変更は適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じたサービスを提供する趣旨で行われるものであり、今回の時間区分の変更を契機、利用者のニーズを踏まえた適切なアセスメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービス等の内容を改めて見直した結果、居宅サービス計画を変更する必要性が生じた場合も従来と同様の取り扱いとなる。従って、適切なアセスメントの結果、サービス内容及び提供時間に変更はないが、介護報酬算定上のサービス提供時間区分が変更になる場合は、サービス担当者会議を含めた一連の業務を行う必要はない。ただし、この場合にあっても利用者負担が変更になることから利用者への説明は必要となる。

※この回答は先の行政指導に比べると大分前進した内容になっておりますが、かえって分かりにくい文言もあります。

要は、相談面接やチームアプローチ等ケアマネジメントの本質と照らし合わせながら法令を理解することです。そのうえで行政とやり取りしましょう。

平成 24 年 3 月 26 日

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
会長 木村 隆次 様

特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会
理事長 千葉 道子

介護報酬改定に関する請願書(発出依頼)

早春の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、現在一部の都道府県並びに市区町村より介護支援専門員に対して、平成 24 年 4 月の報酬改定に伴い、担当利用者の全てのケアプランをアセスメントからケアプラン作成並びに担当者会議まで実施するよう指導しております。

本来、利用者の状態に変化が無い場合、軽微な変更の範疇に入るものです。

先日、一般社団法人 日本介護支援専門員協会主催の都道府県介護保険担当者会議におきまして、ご講演いただいた厚生労働省老健局振興課課長補佐・介護支援専門官 井上宏氏からも同様のお話をいただきました。

都道府県及び市町村で、根拠のない指導をすることにより利用者、家族にも被害が及ぶ事も考えられます。

そこで、一般社団法人 日本介護支援専門員協会から厚生労働省老健局振興課へ、各都道府県に対しまして、「必要な場合を除く軽微な変更として扱ってよい」との通知文を発出していただけるよう働きかけていただきたくお願い申し上げます。

定期総会告示

平成24年度総会のお知らせ

第7回定期総会を下記日程にて執り行います。会員の皆様には、積極的なご参加をお待ちしております。

出席者及び欠席者どちらの方も、

同封いたしました出席通知表兼委任状（葉書）又はFAX、メールにてお知らせください。

総会の成立に関する重要な回答でありますのでよろしくお願いいたします。

総会

- 日時 : 5月27日(日) 10:00 ~ 12:30
- 会場 : 埼玉教育会館 201, 202 号室
- 内容 :
 - ・平成23年度 事業報告
 - ・平成23年度 決算報告
 - ・平成24年度事業計画案
 - ・平成24年度予算案
 - ・定款 第13条種別及び定数に関する件（副理事長増員に関すること）
 - ・NPO法人から一般社団法人化に関する件を審議していただきます。

基調講演

- 講演開始時間 : 13時30分から14時50分
- 講師 : NPO渋谷介護サポートセンター事務局長
立教大学コミュニティ福祉学部講師
服部 万里子 先生
- 演題 : 「改正介護保険がスタートして」

利用者の口腔保健医療についての現状と課題

第1回在宅歯科医療スキルアップ研修会にて、当協会理事長千葉道子が講演した内容の一部です。

利用者の口腔保険医療の関わりの一助なれば幸いです。

(尚、本稿は、ケアマネジャー（CM）へのアンケート結果をまとめたものです。)



ケアマネの担当する利用者の1/3は、口腔保健医療が必要と思っています。しかし、

歯科受診や訪問歯科を勧める上での以下のような困難さを感じている。

- ・介助できる家族がいないと受診が難しい。
- ・独居等、CMが立ち会う必要性がある。
- ・金銭の問題があり、勧めてもOKがもらえない。
- ・利用者・家族が必要性を分かってくれない。そのまま良いと言われることがほとんど。
- ・地域によっては訪問歯科が少ない。
- ・本人が今まで受診していた歯科を希望する。
- ・訪問診療に該当する方が判断しにくい。
- ・訪問でどこまで治療してもらえるのか、どのくらいの期間が必要か分かりにくい。
- ・治療代の負担を聞かれても分からないので困る。
- ・ケアプランに落とし込むことが難しい。
- ・主治医意見書に訪問歯科の必要性のチェックが無い時、主治医に確認しなくてはならない。

一方で

- ・CMの知らないうちに訪問歯科が開始されていた。
(デイでの歯科検診で治療を勧められ、家族が依頼)
- ・デイで訪問歯科が行われていた。
等もあり、チームアプローチの課題もアンケートに記載されている。



講演のパワーポイント資料全文をご希望の方は郵送しますので、当協会へお申し込みください。尚、郵送料はご負担ください。



はろーケアマネ相談窓口

Q1 留置カテーテルとは、どのようなものを指しますか？

A1 留置カテーテルとは、チューブ、カテーテル、ドレーン、カニューレ等が該当します。

Q2 特別管理加算Ⅰに含まれるものに、何がありますか？

- A2**
- ▣ 胃チューブ(経鼻・胃ろう)
 - ▣ 尿管切開・尿管カニューレ(永久尿管孔を含む)
 - ▣ 膀胱留置カテーテル
 - ▣ 輸液用ポート
 - ▣ 腹膜透析
 - ▣ PTCO等(種々ドレーン等の留置)
 - ▣ 数日間継続的に行っている、サーフローによる点滴

特別管理加算Ⅰとは
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。

A1, 2は、全国訪問看護事業協会が厚労省に確認した資料による。

Q3 訪問看護の新設加算である「退院時共同指導加算について」診療報酬では、同一法人では算定できないが、介護報酬では算定できますか？

A3 特に、明記されていないので、算定可能です。

Q4 デイサービスから処遇改善加算Ⅰを算定するといわれたが、ケアマネは把握して利用票に載せる必要がありますか。また、ケアマネが把握する必要がありますか。その金額は利用票、提供票にどのように表示されるでしょうか？

A4

まず、処遇改善加算の申請をしている事業所が基準を満たしているかの確認の必要があります。

支給限度額には入らないが、利用者の負担になるので利用者へ説明が必要となります。訪問介護、デイサービスなどサービスごとに処遇改善加算は違うのでそれぞれの実績に応じて加算額を算出します。サービス事業所の実績の所定の単位数に処遇改善率をかけた金額が加算の額となります。

利用票、提供票の別表の中の合計額の下に()で表示されています。(パソコンソフトにより表示が変わる場合があるので確認が必要です。)

日本介護支援専門員協会埼玉県支部情報

日本介護支援専門員協会埼玉県支部総会の告示

5月27日（日）埼玉県介護支援専門員協会の総会・基調講演、研究大会終了後

- ・日時：17:00～17:30
- ・会場：埼玉教育会館 104号室
- ・内容：
 - ・平成23年度収支報告
 - ・平成24年度予算案について審議していただきます。

J CMAの会員の皆様には、出席通知表兼委任状「はがき」又はFAXメールのどちらかにてお知らせください。事務局としましてはFAXを希望します。



「スキルアップ手帳の使用が開始されました。」

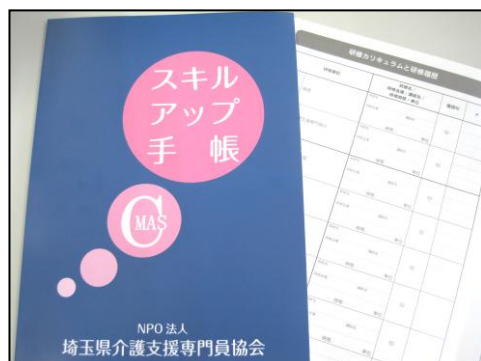
さる4月13日の【制度改正説明会】において、新しく導入されました「研修手帳」を、平成24年度会員更新手続きされた方に配布しました。

本手帳導入目的は前号でお知らせいたしましたが、改めて導入する目的を述べます。

ケアマネジャーとして求められる専門性と資質の向上に見合う学びの領域、課目を明確化する。

- ・個々のケアマネジャーの自己研鑽を促進する。
- ・ケアマネジャーの社会的評価を高める

まだご覧になった方は少ないと思われるので、写真で手帳を紹介します。



さて、最初に手帳を渡した方に感想をお聞きしましたところ以下のコメントをいただきましたのでご紹介します。

- ・このようなものが、必要、かつ欲しいものでした。
- ・資格を取るだけの勉強をした方も多いため、手帳にそって再勉強出来るように研修課目が網羅されているのが良い。
- ・各自、不得意な分野を選んで研修できるのも良い。
- ・職場で研修に出やすくなる。

- ・単位取得という課題があるのでとても意欲がわきます。
- ・みなさん 120 単位を 2 年間で踏破し、認定証をゲットしましょう。
- ・いつか、更新の単位認定に加えられることを期待しています。

賛助会員コーナー

- ・ 社会福祉法人育心会 悠久園居宅介護支援センター
- ・ あいえん株式会社 まごころサポートセンター

ご支援ありがとうございました。

《受付順、掲載の許可いただいた事業所のみ掲載しております。掲載は 2 回しております》



会報「さいたまケアマネだより」 広告など掲載募集のご案内

広告等の掲載をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。案内書類をご送付いたします。

会員のみなさまにおかれましては、広告掲載のご意向をお持ちの方へご紹介していただければ幸いです。

掲載費用: 一回当たり、A4版紙面を基準として

紙面の 1/2 20,000 円

紙面の 1/4 10,000 円

紙面の 1/8 5,000 円

上記金額は賛助会員の場合、一般の場合はこの金額の 1.5 倍になります。なお、原稿内容により、掲載できない場合もありますことをご了承ください。

事務局からのお知らせ

① 「法律に係る困りごと相談室」

定期的に法律相談日を設けております。

- ・相談日 : 6月8日(金) 15:00から17:00です。
- ・相談員 : 当協会顧問弁護士 田中重仁先生
- ・相談内容 : **定期相談日以外で、事業者等との個人的なトラブルの相談も可能です。**

当協会はその内容についてはお聞きませんので、個人情報の漏えいはありません。ご安心ください。

まずは、当協会事務局(山本)にお問い合わせください。

(個人情報は厳守いたします)

編集後記

介護保険制度改正で、急増した仕事の対応、お疲れさまでした。全てが、利用者の力になることを望みたいと思います。

さて、事務局も実績・予算作成で大変です。大きなプロジェクトが終了しましたので、協会の運営も大変な年となってきました。すべてを“0”ベースで見直すことが必要になりました。(どこかで聞いたフレーズですが)

会員の皆様に、迷惑がかからないように、経費を切り詰めてゆきます。しかし、明るさを失わないよう前向きに活動してまいりますのでご協力をお願いいたします。T・Y



(兜) 人生の幸福に恵まれますようにという思い

発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子
特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内

TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344
Email : jn.kcx_vau.nd@palette.plala.or.jp
HP : <http://www.saitama-cm.com/>

